

別紙

施工者と契約した第三者による品質証明業務
運用ガイドライン（案）

国土交通省
大臣官房技術調査課

令和３年３月

目次

-本編-

1. 目的	1
2. 試行対象工事	4
3. 定義	7
4. 施工者と品質証明者との契約	8
4-1. 品質証明者の選定	8
4-2. 施工者と品質証明者との契約内容	10
4-3. 品質証明者との契約書類等の提出	10
5. 品質証明者が行う品質証明業務	11
5-1. 品質証明業務の内容	11
5-2. 契約図書との不適合に関する対応	14
6. 品質証明業務に係わる監督職員の業務	15
7. 契約図書の変更に関する通知	16
8. 検査を実施する者	16
9. 検査の実施	17
9-1. 給付の検査の実施	17
9-2. 技術検査の実施	21
10. 出来高部分払方式の実施	21
10-1. 前払金	21
10-2. 部分払の回数	21
11. 関係通達等	22
12. 入札公告の記載例等	22

様式1	品質証明者契約内容提出書
様式2-1	品質証明チェックシート（実施状況）
様式2-2	品質証明チェックシート（品質）
様式2-3	品質証明チェックシート（出来形）
様式3-1	品質証明書（監督職員への提出用）
様式3-2	品質証明書（施工者への提出用）
参考様式	品質証明者確認願

-資料編-

資料1	入札公告・入札説明書等記載例
資料2	特記仕様書記載例
資料3	施工者が品質証明者に求める業務内容

1. 目的

施工者と契約した第三者による品質証明は、発注者及び施工者以外の第三者が工事の施工プロセス全体を通じて工事実施状況、出来形及び品質について契約図書との適合状況の確認を行い、その結果を監督及び検査に反映させることにより、工事における品質確保体制を強化するとともに、出来高に応じた円滑な支払いを促進することを目的とする。

(1) 品質証明業務の概要

施工者と契約した第三者による品質証明は、発注者及び施工者以外の第三者が工事の施工プロセス全体を通じて工事実施状況、出来形及び品質について品質証明を行い、これを監督・検査に反映させるものである。

図1に、品質証明業務における施工者、品質証明者、監督職員、検査職員の連絡体制を示す。

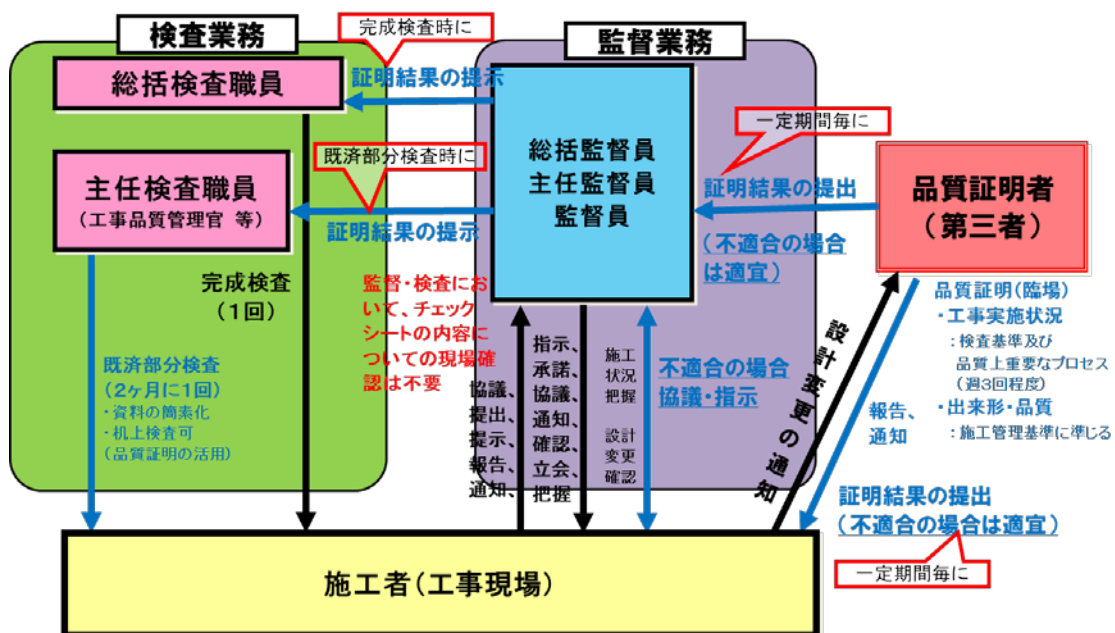


図 1 施工者と契約した第三者による品質証明における監督・検査業務の流れ
(総括検査職員、主任検査職員を任命する場合)

なお、施工者と契約した第三者による品質証明の試行対象工事においては、監督職員による「段階確認」、「指定材料確認」、「設計図書の規定による立会い」が不要となる。これらの項目については品質証明者がチェックシートにより確認し、現場代理人及び監督職員へ提出することから、施工者は、監督職員への「段階確認願」、「材料確認願」、「確認・立会願」、「設計図書に品質証明対象工事と明示された場合に施工者が選任する品質証明員（社内検査員）による品質証明書（第三者が実施した内容と重複する部分）」の提出は不要となる。

[illegible]

2

（２）期待する効果

① 工事目的物の品質確保

施工者と契約した第三者による品質証明の試行対象工事においては、品質証明者が工事実施状況等について従来よりも高い頻度で確認を行い（品質証明業務）、工事目的物の品質確保を図る。また、品質証明者は原則として施工者と事前に臨場について日程調整を行い現場の確認を行う。

② 監督・検査業務の効率化

監督職員による工事施工状況の確認（段階確認）等の臨場による確認業務は、品質証明者の品質証明結果の受理をもって実施したものとし、これを省略することで、監督業務の効率化を図る。

また、品質証明結果を監督職員が主任検査職員に提示することで、施工者から部分払請求があった際の既済部分検査事務手続の迅速化・簡素化を図る。完成検査及び中間技術検査においても、品質証明結果を活用することにより、検査職員の確認作業の効率化を図る。

監督職員は、品質証明者と同様の現地確認を原則行わないこと。

③ 出来高に応じた円滑な支払い

施工者と契約した第三者による品質証明の試行対象工事においては、部分払請求の上限回数の割り増しに加え、既済部分検査事務手続を迅速化・簡素化し、部分払の支払い回数を増加させることにより施工者のキャッシュフローの改善を図る。

2. 試行対象工事

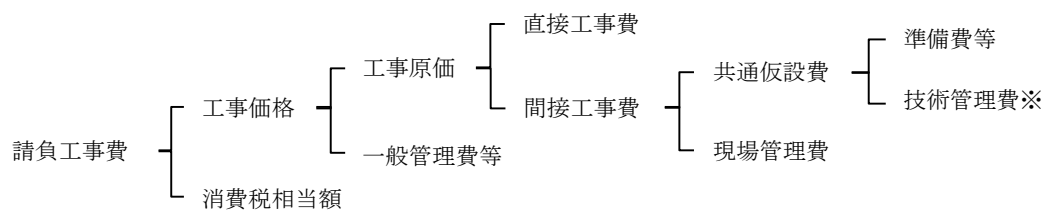
施工者と契約した第三者による品質証明の試行対象工事については、工期が 180 日を超える工事のうち、次に掲げるものの中から、地方整備局長、開発建設部長又は事務所長が選定するものとする。

- ①一般土木工事（北海道開発局にあつては、一般土木。A、B、C ランク工事。）
- ②プレストレスト・コンクリート工事（北海道開発局にあつては、P S コンクリート）
- ③アスファルト舗装工事（北海道開発局にあつては、舗装。A、B ランク工事。）
- ④その他、当該工事に係る事務を所掌する地方整備局長、開発建設部長又は事務所長が必要と認める工事

（1）施工者と契約した第三者による品質証明に係る費用の積算方法

① 積算計上項目

施工者と契約した第三者による品質証明に係る費用は、請負工事費における共通仮設費の技術管理費に積上げ計上するものとする。



② 算出方法

施工者と契約した第三者による品質証明に係る費用は、以下により算出する。

（第三者による品質証明に係る費用）

＝（直接人件費）＋（直接経費）＋（その他原価）＋（一般管理費等）

イ）直接人件費

（直接人件費）＝ {(臨場日数) ＋ (現場までの移動に係る日数)} × (基準日額)

ロ）直接経費

直接経費は、以下の項目について実費を積算し、必要に応じて次により精算する。

a 事務用品費

b 旅費交通費

旅費交通費は「国土交通省所管旅費取扱規則」および「国土交通省日額旅費支給規則」等に準じて積算する。

c 業務用自動車損料、運転費等

d 事務室損料

e 電算機使用料

f その他

a～eのほか、電子成果品作成費が必要となる場合は、別途計上するとし、その他の費用については、その他原価として計上する。

ハ) その他原価

$$(\text{その他原価}) = (\text{直接人件費}) \times \alpha / (1 - \alpha)$$

ただし、 α は原価（直接経費の積上計上分を除く）に占めるその原価の割合であり、25%とする。

ニ) 一般管理費等

$$(\text{一般管理費等}) = (\text{業務原価}) \times \beta / (1 - \beta)$$

ただし、 β は業務価格に占める一般管理費等の割合であり、35%とする。
発注者支援業務積算基準を参考

なお、技術管理費への計上にあたっては、現場管理費、一般管理費等の対象外とする。
(管理費区分を「9」に設定する。)

1) 当初積算額

臨場は工期内に週3回行うものとし、1回あたりは0.5人日とする。

なお、歩掛（0.5人日）には臨場、資料作成、打合せが含まれるものとし、施工現場までの移動に係る日数は、当初積算額には計上しないものとする。

$$(\text{臨場日数}) = [(\text{工期(日)} / 7\text{日}) \times 3\text{回/週} \times 0.5\text{人日/回}]$$

2) 基準日額

品質証明者の基準日額は、設計業務委託等技術者における技師Bとする。

なお、設計業務委託等技術者単価には以下の費用が含まれている。

- ・基本給相当額
- ・諸手当（役職、資格、通勤、住宅、家族、その他）
- ・賞与相当額
- ・事業主負担額（退職金積立、健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労災保険、介護保険、児童手当）

③ 精算方法

施工者と契約した第三者による品質証明に係る費用については、以下の項目について実績と実態に応じて精算を行うものとする。

1) 臨場日数

臨場日数及び現場までの移動に係る日数の実績に応じて精算を行う。但し、施工者の責めにより臨場日数が増加した場合は、精算の対象としない。

2) 旅費交通費

旅費交通費については、品質証明者が組織に属している場合、実態に応じて精算を行うものとする。

3) その他の費用

早出・残業、休日・夜間、検査への立会い等の費用について、実績に応じて直接人件費の精算を行う。

④ 条件明示

品質証明者の臨場日数については、特記仕様書に明示するものとする。

また、品質証明者の技術者単価（技師B）については、見積参考資料に示すものとする。

3. 定義

(施工者と契約した第三者による品質証明)

1. 施工者と契約した第三者による品質証明とは、施工者と品質証明業務に係る契約を締結した、発注者及び施工者以外の第三者である品質証明者が、工事の施工プロセス全体を通じて品質証明業務を実施し、提出された品質証明結果を発注者が監督及び検査に反映することをいう。

(品質証明)

2. 品質証明とは、品質証明者が当該工事の契約図書への適合状況を含む工事実施状況、出来形及び品質について臨場により確認し、その結果を品質証明チェックシート（以下「チェックシート」という。）等により品質証明結果としてとりまとめる行為をいう。

(品質証明業務)

3. 品質証明業務とは、前項の品質証明を実施し、品質証明結果を一定期間ごとに当該工事の発注者（監督職員）及び施工者に原則、電子データ（やむを得ない場合は書面）をもって提出する業務をいう。

(施工者)

4. 施工者とは、当該工事の受注者をいう。

(品質証明者)

5. 品質証明者とは、一定の資格及び実務経験を有し、施工者と品質証明業務について契約した組織又は個人で、以下の要件に該当しないものをいう。

①組織においては、以下のいずれかに該当する者

- (1) 当該工事の施工者
- (2) 当該工事の施工者と資本若しくは人事面において関連のある者又は元下関係（2次以下も含む。）にある者

②個人においては、以下のいずれかに該当する者

- (1) 当該工事の施工者
- (2) 当該工事の施工者と資本若しくは人事面において関連のある者又は元下関係（2次以下も含む。）にある者
- (3) (1)又は(2)に掲げる者のいずれかに属している者

③当該工事に係る地方整備局長又は北海道開発局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けている期間中である者

④警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者

⑤当該工事に係る地方整備局又は北海道開発局の工事において、故意により瑕疵がある品質証明業務を行ったと認められたことのある者

なお、①及び②に規定する「資本若しくは人事面において関連のある」ことの具体的内容については、特記仕様書において明示する。

(総括検査職員)

6. 総括検査職員とは、品質証明結果を踏まえ、技術検査及び完成検査を行う検査職員をいい、施工者と契約した第三者による品質証明の試行対象工事においては、本官契約の場合は地方整備局長又は開発建設部長が、分任官契約の場合は事務所長が、これを任命することができる。

(主任検査職員)

7. 主任検査職員とは、品質証明結果を踏まえ、既済部分検査を行う検査職員をいい、施工者と契約した第三者による品質証明の試行対象工事においては、本官契約の場合は地方整備局長又は開発建設部長が、分任官契約の場合は事務所長が、これを任命することができる。

施工者と契約した第三者による品質証明では、円滑な支払いの促進を目的の1つとしているため、給付の検査が従来より多くなる。そのため本官契約の工事において、給付の検査を工事品質管理官等の主任検査職員が実施することで、効率化を図ることができる。

4. 施工者と品質証明者との契約

4-1. 品質証明者の選定

(品質証明者の選定)

1. 試行対象工事における品質証明者の選定方法は、一定の資格及び実務経験を有する者として発注者が示した者の中から施工者が選定する方法又は一定の資格及び実務経験を有する者を施工者が選定し、発注者の確認を得る方法によるものとする。

品質証明者に求められる要素としては、工事実施状況、出来形及び品質について適切に確認できるだけの技術的能力と、品質証明業務を中立的に公平・公正に行うことの担保が必要である。後者については、中立性を担保するために、地方整備局等が品質証明者の要件を示して公募によりリストを作成することとした。また、公募の場合は、施工者の工程管理に備えて休日・夜間や緊急の立会い等の要請に対応するために複数の品質証明者を登録することが望ましい。

品質証明者に求める要件として、次の資格及び実務経験といった技術的能力の妥当性を検証するための要件を設定している。

品質証明者は、次の資格要件及び実務経験を有するものとする。

資格要件：下記の①～⑤のいずれかの資格

- ①技術士（総合技術監理部門（建設部門）又は建設部門）
- ②一級土木施工管理技士
- ③土木学会（特別上級、上級又は1級）技術者
- ④公共工事品質確保技術者（Ⅰ）若しくは（Ⅱ）又は発注者が認めた同等の資格を有する者（※1）
- ⑤RCCM 又は RCCM と同等の能力を有する者（※2）

※1「発注者が認めた同等の資格を有する者」とは、以下のとおり

- ・中部地方における「施工体制の確保に関する推進協議会」が認定した発注者支援技術者（土木）1種

※2「RCCMと同等の能力を有する者」とは、RCCM試験に合格しているが、転職等により登録ができない立場にいる者

実務経験：技術者経験が10年以上であり、かつ、下記の①～③のいずれかの経験を有すること

- ①国土交通省発注工事の監理技術者又は主任技術者
- ②国土交通省発注工事の現場技術業務の現場技術員（ただし、内業は除く）
- ③国土交通省発注工事の総括監督員、主任監督員又は技術検査官

ただし、実施要領第3第5項に規定する下記の要件に該当しないものとする。

①組織においては、以下のいずれかに該当する者

- (1) 当該工事の施工者
- (2) 当該工事の施工者と資本若しくは人事面において関連のある者又は元下関係（2次以下も含む。）にある者

②個人においては、以下のいずれかに該当する者

- (1) 当該工事の施工者
- (2) 当該工事の施工者と資本若しくは人事面において関連のある者又は元下関係（2次以下も含む。）にある者
- (3) (1)又は(2)に掲げる者のいずれかに属している者

③当該工事に係る地方整備局又は北海道開発局の長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けている期間中である者

④警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者

⑤当該工事に係る地方整備局又は北海道開発局の工事において、故意により瑕疵がある品質証明業務を行ったと認められたことのある者

なお、①及び②に規定する「資本若しくは人事面において関連のある」ことの具体的内容については、特記仕様書において明示する。

施工者が上記の資格及び実務経験を有するものの中から任意に品質証明者を選定する場合には、品質証明者と契約する前に参考様式「品質証明者確認願」に氏名、資格、履歴等を記入し、監督職員に提出しその確認を得るものとする。

なお、品質証明者の選定については、施工者が行うものであることから、発注者が個々の工事に特定の者を指名することのないよう留意すること。

4－2．施工者と品質証明者との契約内容

(施工者と品質証明者との契約内容)

2．施工者と品質証明者との契約については、以下の内容を含めた契約を行うものとする。

- ①本実施要領及び「施工者と契約した第三者による品質証明業務運用ガイドライン（案）」に基づく品質証明業務の実施
- ②品質証明の範囲及び頻度並びに品質証明方法等
- ③品質証明の期間
- ④契約金額

4－3．品質証明者との契約書類等の提出

(品質証明者との契約書の写し等の提出)

3．施工者は、工事着手前までに品質証明者と品質証明業務について契約を締結し、速やかに前項の契約書の写し並びに品質証明者の氏名、資格及び実務経験等を記した原則、電子データ（やむを得ない場合は書面）を発注者（監督職員）に提出するものとする。

施工者は、様式1に品質証明者の氏名、資格及び実務経験等を記載し、品質証明者との契約書の写しを添付して監督職員に提出するものとする。

複数名登録の場合、主担当者以外は様式1の内容を記した名簿等を提出すること。

複数名登録時の人数制限は行わない。

5. 品質証明者が行う品質証明業務

5-1. 品質証明業務の内容

(品質証明業務の内容)

1. 品質証明者は、当該工事の契約図書への適合状況を含む工事実施状況、出来形及び品質について、臨場により確認を行うものとする。
2. 品質証明者は、前項の結果をチェックシート等にとりまとめて品質証明結果とし、一定期間ごとに当該工事の発注者（監督職員）及び施工者に提出するものとする。

(1) 品質証明業務

① 必要な書類の借用

品質証明者は、契約図書との適合の確認に必要な書類を施工者から借用する。

② 確認項目

品質証明者は、工事実施状況、出来形、品質を臨場により確認する。

③ 確認の頻度

品質証明者による品質証明の頻度を次のとおりとする。

1) 工事実施状況

該当する施工が行われている場合は毎日確認。ただし、週3日以上同様の施工が行われている場合は、2回/週確認。(1回は0.5日とする)

2) 品質

「土木工事施工管理基準及び規格値（案）」と同じ頻度で確認。ただし、週3日以上同様の施工が行われている場合、下記の試験は2回/週確認。

- ・現場溶接の浸透探傷試験
- ・路床安定処理工の現場密度試験
- ・吹付工の表面水率試験、塩化物量試験、スランプ試験、空気量試験
- ・連続した盛土での現場密度試験
- ・覆工コンクリート（NATM）のスランプ試験、単位水量試験、空気量試験
- ・吹付けコンクリート（NATM）の表面水率試験、塩化物量試験、スランプ試験、空気量試験
- ・ロックボルト（NATM）のモルタルフロー試験

3) 出来形

「土木工事施工管理基準及び規格値（案）」と同じ頻度で確認。

なお、チェックシート内に記載されている関係基準は、直近のものを適用するものとする。

④ 具体的な実施方法

- ・施工者（品質証明者含む）、発注者（監督職員）は、工事着手前に臨場の確認項目、確認頻度、チェックシート以外に必要な資料の有無、資料の内容、提出方法について協議する。

但し、既存資料の活用や添付資料を最小限とするなど業務負担軽減に努めること。

また、工事進捗に伴い、確認頻度等に変更が必要な場合には随時、施工者（品質証明者含む）、発注者（監督職員）にて協議を行い柔軟に対応すること。

- ・品質証明の確認頻度は上記③を基本とするが、現場状況、工事規模、工種等から各々の現場において上記③に記載の頻度で実施することに支障がある場合は、施工者（品質証明者含む）、発注者（監督職員）で確認頻度を協議決定してから工事着手するものとする。
- ・チェックシートは品質証明者が作成する。
- ・チェックシート作成時、各々の現場に沿って臨場確認が必要と判断される項目は、施工者（品質証明者含む）、発注者（監督職員）で協議し、追加作成等柔軟に対応すること。
- ・施工者は、品質証明者が立会い予定の事前把握が出来るようにメールやFAX、ASP（情報共有システム）を活用し、進捗状況の共有に努めること。
- ・計測は施工者が行い、必要な機材等も施工者が用意する。
- ・確認結果は品質証明者が記録する。
- ・遠隔臨場技術の利用について、施工者が希望し、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の機器を用いて、映像と音声の同時配信と双方向の通信を行うことにより、品質証明者が確認するのに十分な情報を得ることができた場合に限り、利用できるものとする。利用に際して、施工者（品質証明者含む）、発注者（監督職員）、発注者（監督職員）は、工事着手前に遠隔臨場による確認項目、確認頻度、チェックシート以外に必要な資料の有無、資料の内容、提出方法について協議する。

但し、遠隔臨場技術では確認が困難な項目や通信環境、利用機器により十分に確認できない場合がある点に留意すること。その他参考にできる資料として、「建設現場の遠隔臨場に関する試行要領（案）令和3年3月」がある。

また、工事進捗に伴い、確認項目や頻度等に変更が必要な場合には随時2者にて協議を行い柔軟に対応すること。

⑤ 確認結果の記録

品質証明者は、確認結果を様式2 品質証明チェックシートに記録する。

チェックシートは、追記やコメントを記述できる書式シートとする。

チェックシートにおける確認項目は、「土木工事共通仕様書（案）」、「土木工事施工管理基準及び規格値（案）」、「土木工事監督技術基準（案）」に準拠し作成してい

る。

なお、様式２－１ 品質証明チェックシート（実施状況）には表１に示す工種を掲載している。

表 １ 様式２－１ 品質証明チェックシート（実施状況）の記載工種

編	工種	工種細目	備考（工法等）
共通編	土工	切土、盛土、堤防等工事	
	コンクリート構造物工事		型枠工、鉄筋工含む
	法面工	現場打法枠工	
		コンクリート吹付工、 モルタル吹付工	
		種子吹付工、客土吹付工、 植生基材吹付工	
	基礎工及び地盤改良工	既製杭工	既製コンクリート杭・鋼管 杭・H鋼杭
		場所打ち杭工	オールケーシング
		深礎工	
		地盤改良工	
	舗装工		
河川編	護岸、根固、水制工事		
砂防編	砂防構造物工事及び地滑 り防止工事(集水井工事を 含む)	砂防堰堤工	
		斜面对策工	地すべり対策工事
道路編	鋼橋上部工		工場製作時除く
	コンクリート橋上部工事	P C、R C 橋	工場製作時除く
	トンネル工	N A T M	

⑥ 品質証明者が作成・提出する書類・時期

提出する書類の作成方法、提出時期及び頻度は下記のとおりとする。

提出にあたっては、様式 3-1 又は様式 3-2 に下記資料を添付して行うものとする。

表 2 提出する書類の作成方法、提出時期及び頻度

提出する書類	書類の作成方法	提出時期及び頻度
①チェックシート	・確認した工種のチェックシートを提出する。 ・なお、チェックシートだけでは確認箇所が分からない場合等、必要に応じて確認箇所を明示した図面をチェックシートに添付すること。	原則 2 週間毎に監督職員及び施工者に原則、電子データ（やむを得ない場合は書面）で各 1 部提出する。
②契約図書との不適合等の問題をまとめた資料	・必要な資料、図面、写真を添付する。	判明した時点で一報を入れ、速やかに監督職員及び施工者に原則、電子データ（やむを得ない場合は書面）で各 1 部提出する。

但し、添付写真の有無・添付資料の内容、提出時期・頻度・方法について事前に 2 者（施工者（品質証明者含む）、発注者（監督職員））で協議すると共に工事の進捗・内容に合わせ、2 者協議を適宜実施し柔軟に対応するものとする。

提出書類について、品質証明者から直接説明が必要な場合においては、Web アプリケーションを利用したオンライン会議等によることができる。

5-2. 契約図書との不適合に関する対応

（契約図書との不適合に関する対応）

3. 品質証明者は、当該工事の契約図書と相違する施工状況等を発見した場合は、前項の規定にかかわらず、速やかに、当該工事の発注者（監督職員）及び施工者にその確認内容を提出するものとする。

4. 監督職員は、前項の提出を受けた場合、その内容を確認し、施工者に必要な指示を行うものとする。

品質証明者は、施工者に対して指示、承諾、協議を行う権限はない。品質証明者は、図 1 で定める連絡体制に基づき、速やかに監督職員へ確認内容を提出する。

なお、監督職員と施工者間で行われた対応結果等について、品質証明者は施工者より適宜その経過説明を受けるものとする。

6. 品質証明業務に係わる監督職員の業務

（土木工事監督技術基準（案）に定める事項の取扱い）

1. 監督職員は、第5第2項の提出の受理をもって、土木工事監督技術基準（案）（平成15年3月31日付け国官技第345号）第3条の表に規定する2. 施工状況の確認等（2）指定材料の確認、（3）工事施工の立会い及び（4）工事施工状況の確認（段階確認）を実施したものとする。
2. 当該工事の契約図書の条件変更に関する確認については、土木工事監督技術基準（案）第3条の表に規定する1. 契約の履行の確保（5）条件変更に関する確認、調査、検討、通知に従い、監督職員が実施するものとする。
3. 監督職員は、完成検査時及び既済部分検査時に品質証明者から提出されたチェックシート等を検査職員に提示するものとする。

監督職員の業務の1つである現場確認の業務は、品質証明者の品質証明結果の受理をもって実施したものとし、品質証明者と同様の現地確認は原則行わないものとする。

ただし、契約図書の条件変更に関する確認、品質証明者では判断が難しい事項については、監督職員が実施する。

また、監督職員は、必要に応じて受注者に対して品質証明業務の実施状況を確認する。

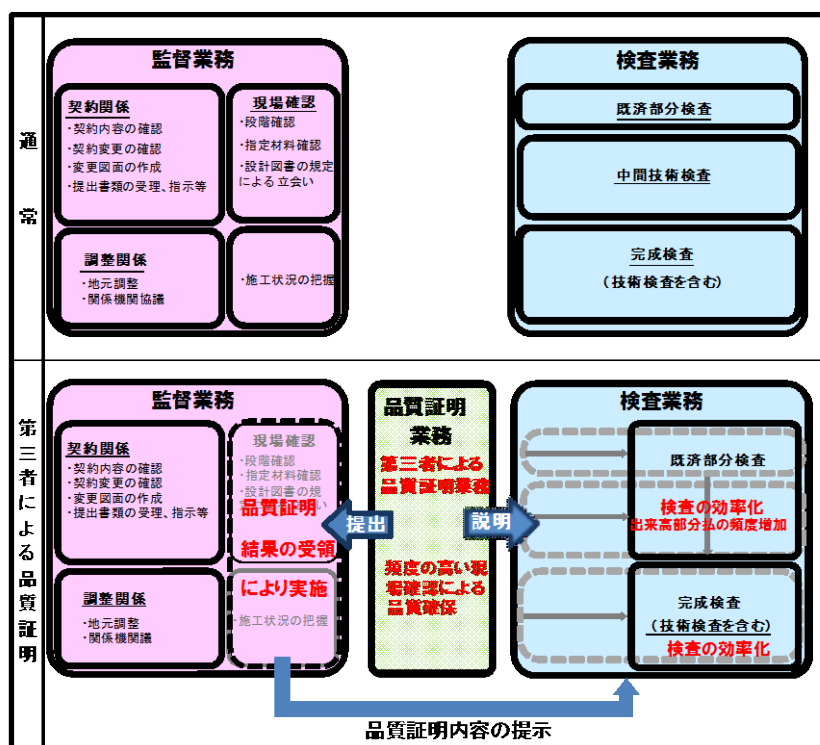


図 3 監督と検査の業務分担

7. 契約図書の変更に関する通知

(契約図書の変更に関する通知)

1. 施工者は、当該工事の契約図書に変更があった場合、速やかにその内容を品質証明者に通知するものとする。
2. 品質証明者は、前項の通知結果に基づき、工事実施状況、出来形及び品質の確認を行うものとする。

品質証明者は契約図書に基づいて確認していることから、施工者は契約図書と品質証明者の確認内容の間に齟齬がないように、図1で定める連絡体制に基づき速やかにその内容を品質証明者へ通知する。

8. 検査を実施する者

(給付の検査を実施する者)

1. 検査職員は、「地方建設局請負工事監督検査事務処理要領」（（昭和42年3月30日付け建設省厚第21号）第15の規定により任命されるものであるが、同第15第2項の検査適任者が検査職員に任命される場合にあっては、当該工事に係る事務を所掌する事務所等の工事品質管理官等を充てるものとする。

ただし、給付の完了の確認をするため必要な検査（以下「給付の検査」という。）の実施に特に専門的な知識又は技能を必要とする工事については、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第101条の8の規定に基づき、国の職員以外の者に委託して給付の検査を行わせることとして差し支えない。

2. 前項ただし書の規定により国の職員以外の者に給付の検査を委託する場合を除き、技術検査と併せて行う給付の検査については総括検査職員を、また、技術検査と併せて行わない給付の検査については主任検査職員をそれぞれ任命し実施することができるものとする。

9. 検査の実施

9-1. 給付の検査の実施

(給付の検査の実施)

1. 検査職員は、第5第2項の品質証明結果を踏まえて検査を行うものとする。
2. 「既済部分検査技術基準について」(平成18年4月3日付け国官技第1-3号)別紙「既済部分検査技術基準(案)」に基づき行う既済部分検査については、当該基準の定めにかかわらず、各種の記録と当該工事の契約図書との対比を不要とし、品質証明結果に基づき契約内容に適合した履行がされているかどうかの判断を行うこととする。

(1) 既済部分検査の効率化

① 既済部分検査の簡素化

a) 既済部分検査の実施

既済部分検査技術基準(案)第2条

(検査の内容)

第2条 検査は、原則として当該工事の既済部分のうち、既に既済部分検査を実施した部分を除いた部分を対象として行うものとし、契約図書に基づき、工事の実施状況、出来形、品質について、検査対象部分を出来高と認めるのに必要な確認を行うものとする。

なお、検査は実地において行うのを原則とするが、机上において行うこともできる。

施工者と契約した第三者による品質証明の試行対象工事においても、他の出来高部分払方式の工事と同様に机上による検査が可能である。チェックシートなどの各種の記録を活用し、机上において行うことで、既済部分検査の簡素化を積極的に行う。

b) 同一工種の検査の簡略化

既済部分検査技術基準（案）・同解説 第2条【解説】（4）3）

3）同一工種の検査の簡略化

同一工種が複数の既済部分検査に跨って検査対象となる場合において、施工条件、品質管理方法等に変化がなく同等の品質が確保されると判断される場合、当該工種に係る2回目以降の検査にあつては、監督職員の立会検査記録の確認をもって検査とする等により、検査の簡素化が可能となる。

施工者と契約した第三者による品質証明の試行対象工事においても、他の出来高部分払方式の工事と同様に同一工種が複数の既済部分検査に跨って検査対象となる場合において、施工条件、品質管理方法等に変化がなく同等の品質が確保されると判断される場合、当該工種に係る2回目以降の検査にあつては、監督職員等の立会検査記録に替えて、チェックシートの確認をもって検査することで、既済部分検査の簡素化を積極的に行う。

c) 既済部分検査時の清掃・片付け等

公共工事の代価の中間前金払及び既済部分払等の手続の簡素化・迅速化の促進について 記2.(3)

既済部分検査等に際しては、現場の清掃、片づけ等の実施を請負者に求めないものとする。なお、これらの措置は、障害物の存在等により検査の実施に支障が生じる場合に、障害物の移動等を適宜求めることを妨げるものではない。

施工者と契約した第三者による品質証明の試行対象工事においても、他の出来高部分払方式の工事と同様に既済部分検査時の清掃・片付けを不要とし、既済部分検査時の検査準備の簡素化を積極的に行う。

d) 既存資料による確認

既済部分検査技術基準（案）・同解説 第2条【解説】（4）4）

既済部分検査において参照する、契約書等の履行状況及び工事施工状況等の工事管理状況に関する各種の記録は、本来、工事の進捗に応じ請負者により日常的に作成されているが、出来高部分払方式適用工事の既済部分検査においては、野帳、メモなどの現場等で作成した既存の資料により必要な事項が確認できる場合は、これらを用いることにより検査準備の簡素化が可能となる。

ただし、出来高確認に必要な資料をはじめ、検査に直接供する資料については必ず作成しておくことが必要である。

施工者と契約した第三者による品質証明の試行対象工事においても、他の出来高部分払方式の工事と同様に既済部分検査時の検査準備の簡素化を積極的に行う。準備が必要な具体的な資料は表3のとおり。

なお、既済部分検査の立会者は、原則として現場代理人とすることから、野帳、メモなどの現場等で作成した既存の資料も不要である。

e) 検査資料の代替え

公共工事の代価の中間前金払及び既済部分払等の手続の簡素化・迅速化の促進について 記 2. (5)

既済部分検査等の対象資料として準備を求めるもののうち、別途定めるものについて、当該対象資料の準備が検査の実施日までに困難な場合等には、代替する方法をもって検査を行うことができるものとする。

公共工事の代価の中間前金払及び既済部分払等の手続の簡素化・迅速化の促進について 別紙 記 2. (5)

注) 本項で「別途定めるもの」としているのは、具体的には当面以下の内容とする。

b) コンクリートの4週強度検査の簡素化

検査実施時点において、コンクリートの品質確認のため、4週強度検査結果の確認が通常必要と考えられる場合において、検査時点で4週強度試験結果がでていないときは、1週強度検査結果から4週強度試験結果を推定して検査を行うことができるものとする。

施工者と契約した第三者による品質証明の試行対象工事においても、他の出来高部分払方式の工事と同様に施工者が4週強度結果を推定した資料等により既済部分検査の簡素化を積極的に行う。

なお、品質証明者が4週強度結果を推定した資料等を確認していない場合は、施工者は表3の資料に加えて、4週強度結果を推定した資料等を提示する。

f) 検査時の準備資料

公共工事の代価の中間前金払及び既済部分払等の手続の簡素化・迅速化の促進について 記 2. (6)

検査を実施する際には、契約書及び設計図書のいずれにも準備の必要の根拠を持たない必要以上の関連資料の準備を求めないものとする。

施工者と契約した第三者による品質証明の試行対象工事において、表3で示す書類以外の資料の準備は不要である。

② 既済部分検査に必要な書類の簡素化

施工者と契約した第三者による品質証明の試行対象工事においては、品質証明者により施工状況等を確認していることから、施工者が用意する書類を簡素化できる。

既済部分検査において用意する書類は表3のとおり。

表 3 施工者と契約した第三者による品質証明における既済部分検査に必要な書類

既済部分検査技術基準（案）に基づく検査の内容		施工者と契約した第三者による品質証明試行対象工事における既済部分検査に必要な書類
検査項目	検査書類	
【工事実施状況の検査】 ・契約書等の履行状況及び工事施工状況等の工事管理状況に関する各種の記録と対比し、基準に基づき実施。 1) 契約書等の履行状況 ・指示・承諾・協議事項等の処理内容、その他契約書等の履行状況。 ・関係書類：契約書、仕様書 2) 工事施工状況 ・施工方法及び手戻り（災害）に対する処理状況、現場管理状況。 ・関係書類：施工計画書、工事打合せ簿、その他関係書類	・契約図書 ・契約関係書類 ・施工計画書 ・工事履行報告書 ・工事打合せ簿 ・段階確認 ・工事写真	・請求書（部分払） ・工事出来高内訳書 ・チェックシート 等の品質証明結果 ※
【出来形の検査】 ・位置、出来形寸法及び出来形管理に関する各種の記録と設計図書とを対比して、工種ごとに高さ、延長などを基準に基づき実施。	・出来形管理関係 ・工事写真	・出来形報告書（出来形図・数量内訳書） ・チェックシート 等の品質証明結果 ※
【品質の検査】 ・品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書とを対比し、工種毎、種別毎に基準に基づき実施。	・材料確認願 ・品質管理関係資料	・チェックシート 等の品質証明結果 ※

※ チェックシート等の品質証明結果は、品質証明者が監督職員に提出した資料を使用し、必要以上の書類を求めないこと。

施工者は検査受検時、チェックシートの再整理を行うことの無いよう常時整理・工夫をしておくこと。

③ 既済部分検査体制の簡素化

a) 検査の立会者

既済部分検査の立会者は、原則として現場代理人とする。

b) 現場作業の継続

既済部分検査中も現場の施工を中止することなく実施することを原則とする。

9-2. 技術検査の実施

(技術検査の実施)

3. 「地方整備局工事技術検査要領について」(昭和 42 年 3 月 30 日付け建設省官技第 13 号) 別添「地方整備局工事技術検査要領」第 4 に規定する技術検査官(第 8 第 2 項の規定により任命された総括検査職員を含む。)は、第 5 第 2 項の品質証明結果を踏まえて技術検査を行うものとする。

施工者と契約した第三者による品質証明の試行対象工事において、技術検査は、チェックシートなどの品質証明結果を活用して実施する。

10. 出来高部分払方式の実施

10-1. 前払金

(前払金)

1. 試行工事に係る請負代金の支払については、「出来高部分払方式の実施について」(平成 22 年 9 月 28 日付け国地契第 30 号、国官技第 207 号) 別添「出来高部分払方式実施要領」に基づき実施する出来高部分払方式によるものとする。ただし、「工事請負契約書の制定について」(平成 7 年 6 月 30 日付け建設省厚契発第 25 号) 別冊「工事請負契約書」第 34 条の前払金の支払いについては、出来高部分払方式実施要領 5 に定める前払金の範囲及び支払方法を標準とする方式によるものとする。

10-2. 部分払の回数

(部分払の回数)

2. 試行工事については、施工者の求めに応じ、工期を通じて 2 箇月に 1 回程度の既済部分検査を行うことを基本とし、部分払請求の上限回数は、前項の規定にかかわらず、1 会計年度に 6 回とする。この場合において、出来高部分払方式実施要領 4 2) ②及び③中「工期/90(端数切捨てとする。)」とあるのは「工期/60(端数切捨てとする。)」と、同 4 2) ③中「4 になる場合」とあるのは「6 になる場合」と読み替えるものとする。

1 1. 関係通達等

本ガイドラインにおいて関係する通達等については、以下のとおりである。

- ・ 施工者と契約した第三者による品質証明の試行について（令和3年3月 日付け国会公契第46号、国官技第316号、国北予第63号）
- ・
- ・ 土木工事監督技術基準（案）（平成15年3月31日付け国官技第345号）
- ・ 既済部分検査技術基準（案）の制定について（平成18年4月3日付け国官技第1-3号）
- ・ 既済部分検査技術基準（案）・同解説について（平成18年10月10日付け事務連絡）
- ・ 出来高部分払方式の実施について（平成22年9月28日付け国地契第30号、国官技第207号）
- ・ 公共工事の代価の中間前金払及び既済部分払等の手続の簡素化・迅速化の促進について（平成10年11月27日付け建設省厚発第47号、建設省技調発第227号、建設省営監発第84号）
- ・ 建設現場の遠隔臨場に関する試行要領（案）（令和3年3月24日付け、国官技第350号）
- ・ 建設現場の遠隔臨場に関する監督・検査要領（案）（令和3年3月24日付け、国官技第350号）

1 2. 入札公告の記載例等

入札公告及び入札説明書等については資料1、特記仕様書については資料2を参考に記載するものとする。また、施工者と品質証明者との契約内容のうち、品質証明の範囲及び頻度並びに品質証明方法等については、資料3を参考にするものとする。

(様式1 品質証明者契約内容提出書)

令和 年 月 日

総括監督員

〇〇 〇〇 殿

(施工者(現場代理人))

品質証明者契約内容提出書

令和 年 月 日に契約締結した 工事について品質証明者と下記のとおり品質証明業務に係る契約を締結しましたので、契約内容を提出します。

記

品質証明者の氏名

品質証明者の資格

品質証明者の実務経験

契約金額

添付書類

- ・委託契約書の写し

(品質証明者複数登録の場合)

「品質証明者」を「品質証明主担当者」と記載し、添付書類にその他品質証明者の氏名、資格、実務経験等が記載された書類(名簿等)を添付する

(様式 3 - 1 品質証明書 (監督職員への提出用))

令和 年 月 日

主任監督員

〇〇 〇〇 殿

品質証明者 (会社名) 〇〇 〇〇

(氏 名) 〇〇 〇〇

品質証明書 (例 出来形)

下記の期間における品質証明結果を提出する。

工 事 名 :

提 出 年 月 日 :

確認実施期間 :

提 出 項 目 : (例えば、チェックシートまたは契約図書との不適合)

提 出 対 象 : (例えば、P 1 橋脚フーチング配筋確認)

令和 年 月 日

品質証明者

〇〇 〇〇 殿

上記の品質証明書について、受領した。

主任監督員

〇〇 〇〇

(様式 3 - 2 品質証明書 (施工者への提出用))

令和 年 月 日

現場代理人

〇〇 〇〇 殿

品質証明者 (会社名)

〇〇 〇〇

(氏 名)

〇〇 〇〇

品質証明書 (例 出来形)

下記の期間における品質証明結果を提出する。

工 事 名 :

提 出 年 月 日 :

確認実施期間 :

提 出 項 目 : (例えば、チェックシートまたは契約図書との不適合)

提 出 対 象 : (例えば、P 1 橋脚フーチング配筋確認)

令和 年 月 日

品質証明者

〇〇 〇〇 殿

上記の品質証明書について、受領した。

現場代理人

〇〇 〇〇

(参考様式 品質証明者確認願)

令和 年 月 日

総括監督員
〇〇 〇〇 殿

(施工者 (現場代理人))

品質証明者確認願

令和 年 月 日に契約締結した 工
事の品質証明者の主担当者に下記の者を選定したく、資格及び経歴を添えて提出します
ので、確認願います。又、本工事の品質証明者を合計〇人登録致します。
(別紙名簿参照)

所属 (法人名、部署) :

氏 名 :

生 年 月 日 : 年 月 日

資格名及び資格番号 :

職歴 :

在籍期間	会社名	所在地	職種

技術者経験 (合計期間) : 年

工事経歴 :

工事名	職位	業務内容	工期	従事期間

※資格者証 (写し) 及び顔写真を添付する。

資料編

資料 1 入札公告・入札説明書等記載例

- ・ 一般競争入札方式の場合 : 入札公告及び入札説明書
- ・ 工事希望型競争入札方式の場合 : 送付資料

(記載例)

(○) 本試行工事は、「施工者と契約した第三者による品質証明の試行について（令和 3 年 3 月 日付け国会公契第 46 号、国官技第 316 号、国北予第 63 号）」による「施工者と契約した第三者による品質証明」の対象工事である。

本試行工事においては、工事施工中、受注者が委託した第三者の品質証明者が工事の実施状況、出来形及び品質について契約図書との適合状況の確認を行った上で品質証明結果としてとりまとめ、発注者はその結果を踏まえて既済部分検査及び完成検査を行うこととする。また、支払い条件は「出来形部分払方式」を採用する。

なお、本試行工事の実施にあたっては、「施工者と契約した第三者による品質証明実施要領」及び「施工者と契約した第三者による品質証明業務運用ガイドライン（案）」に基づき行うものとする。

資料２ 特記仕様書記載例

(記載例)

第〇〇条 施工者と契約した第三者による品質証明の試行

１．試行の実施

本工事は、「施工者と契約した第三者による品質証明」の試行対象工事であり、「施工者と契約した第三者による品質証明の試行について」（令和３年３月 日付け国会公契第 46 号、国官技第 316 号、国北予第 63 号）別添「施工者と契約した第三者による品質証明実施要領」（以下「要領」という。）及び「施工者と契約した第三者による品質証明業務運用ガイドライン（案）」（以下「ガイドライン」という。）（国土交通省 HP http://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000052.html 参照）に基づき実施するものとする。

２．品質証明業務の実施

受注者は、要領及びガイドラインに基づき、品質証明者に品質証明業務を実施させなければならない。

（品質証明者を、発注者が示した者の中から施工者が選定する場合）

３．品質証明者の選定

受注者は、ガイドラインに定める資格及び実務経験を有する者で発注者が示した者の中から品質証明者を選定しなければならない。

ただし、以下の要件に該当しないものとする。

①組織においては、以下のいずれかに該当する者

- (1) 当該工事の施工者
- (2) 当該工事の施工者と資本若しくは人事面において関連のある者又は元下関係（２次以下も含む。）にある者

②個人においては、以下のいずれかに該当する者

- (1) 当該工事の施工者
- (2) 当該工事の施工者と資本若しくは人事面において関連のある者又は元下関係（２次以下も含む。）にある者
- (3) (1) 又は (2) に掲げる者のいずれかに属している者

③当該工事に係る地方整備局又は北海道開発局の長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和 59 年 3 月 29 日付け建設省厚第 91 号）に基づく指名停止を受けている期間中である者

④警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者

⑤当該工事に係る地方整備局又は北海道開発局の工事において、故意により瑕疵がある品質証明業務を行ったと認められたことのある者

なお、「当該工事の施工者と資本若しくは人事面において関連のある者」とは、以下の①又は②に該当する者である。

- ①当該工事の施工者の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者
- ②品質証明者の属する組織の代表権を有する役員又は品質証明者個人が当該工事の施工者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該組織又は個人（品質証明者を施工者が選定し、発注者の確認を得る場合）

3. 品質証明者の選定

受注者は、ガイドラインに定める資格及び実務経験を有する者を品質証明者として選定し、品質証明者と契約する前にガイドラインに基づき監督職員の確認を得なければならない。品質証明者は複数人登録を可能とする。

ただし、以下の要件に該当しないものとする。

- ①組織においては、以下のいずれかに該当する者
 - (1) 当該工事の施工者
 - (2) 当該工事の施工者と資本若しくは人事面において関連のある者又は元下関係（2 次以下も含む。）にある者
- ②個人においては、以下のいずれかに該当する者
 - (1) 当該工事の施工者
 - (2) 当該工事の施工者と資本若しくは人事面において関連のある者又は元下関係（2 次以下も含む。）にある者
 - (3) (1) 又は (2) に掲げる者のいずれかに属している者
- ③当該工事に係る地方整備局又は北海道開発局の長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和 59 年 3 月 29 日付け建設省厚第 91 号）に基づく指名停止を受けている期間中である者
- ④警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者
- ⑤当該工事に係る地方整備局又は北海道開発局の工事において、故意により瑕疵がある品質証明業務を行ったと認められたことのある者

なお、「当該工事の施工者と資本若しくは人事面において関連のある者」とは、以下の①又は②に該当する者である。

- ①当該工事の施工者の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者
- ②品質証明者の属する組織の代表権を有する役員又は品質証明者個人が当該工事の施工者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該組織又は個人

4. 品質証明者との契約

受注者は、要領に基づき品質証明者と以下の内容を含めた契約を締結するものとする。

- ①要領及びガイドラインに基づく品質証明業務の実施
- ②品質証明の範囲及び頻度並びに品質証明方法等
- ③品質証明の期間
- ④契約金額

5. 品質証明者との契約書の写し等の提出

受注者は、工事着手前までに品質証明者と品質証明業務について契約を締結し、速やかに当該契約書の写し並びに品質証明者の氏名、資格及び実務経験等を記した書面や複数人登録の場合は名簿等の関係書類を監督職員に提出しなければならない。

6. 品質証明に必要な資機材等の提供

受注者は、品質証明者が品質証明を行うにあたり必要な労務及び資機材等を提供しなければならない。

7. 契約図書の変更に関する通知

受注者は、契約図書に変更があった場合、速やかにその内容を品質証明者に通知しなければならない。

8. 品質証明結果の修正

受注者は、品質証明結果に誤謬又は脱漏があった場合において、監督職員がその修正を請求したときには、品質証明者に対して、その修正を行わせなければならない。

9. アンケートへの協力

受注者は、監督職員から実施状況等の把握のためアンケート等を求められた場合、協力しなければならない。また、受注者は、品質証明者に対して、監督職員から求められたアンケート等への協力を求めるものとする。

10. 実施状況等の確認

受注者は、発注者から品質証明の実施状況等の確認を求められた場合、協力しなければならない。

11. 品質証明の期間

本工事における品質証明期間は、工事着手日から工事完了日までとする。

12. 品質証明にかかる費用

品質証明者の臨場日数は〇〇日を見込んでいるが、臨場日数の実績にあわせて品質証明費用に係る契約変更ができるものとする。ただし、受注者の責めに帰すべき事由により臨場日数が増加した場合は、この限りでない。

資料３ 施工者が品質証明者に求める業務内容

品質証明業務

品質証明者は、「施工者と契約した第三者による品質証明の試行について」（令和３年３月 日付け国会公契第 46 号、国官技第 316 号、国北予第 63 号）別添「施工者と契約した第三者による品質証明実施要領」及び「施工者と契約した第三者による品質証明業務運用ガイドライン（案）」（以下「ガイドライン」という。）（国土交通省 HP http://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000052.html 参照）に基づき、本件工事について下記の品質証明業務を行う。

- ①品質証明者は、工事実施状況、出来形及び品質を臨場により確認し、ガイドラインの様式２ 品質証明チェックシート（以下「チェックシート」という。）に記録する。
- ②品質証明者は、品質証明チェックシート等にとりまとめた品質証明結果を一定期間ごとに本件工事の発注者（監督職員）及び施工者に提出する。
- ③品質証明者は、契約図書と相違する施工状況等を発見した場合は、速やかに、本件工事の発注者（監督職員）及び施工者にその確認内容を提出する。
- ④品質証明の確認項目、頻度、添付書類の有無、添付書類の内容、提出方法、提出頻度、写真の有無等について、工事着手前に２者（発注者、施工者（品質証明者含む））により協議、決定した上で着手すること。

但し、確認業務において不都合や不明瞭な事象が発生した場合には、適宜２者で協議し決定する。

なお、品質証明者は、品質証明業務を行うに当たっては、公正かつ中立に実施するものとする。

品質証明の範囲

品質証明の範囲（品質証明を実施すべき工種）については、個々の工事ごとに上記２者協議にて規定すること。

例）盛土工、築堤工、法面工、橋台工、舗装工、護岸工、…

品質証明の頻度

品質証明者による品質証明の頻度を次のとおりとする。

但し、以下の（１）～（３）を基本とするが、現場状況、工事規模、工種等により条件が違ふことから、個々の工事ごとに２者協議にて決定すること。

(1) 工事実施状況

該当する施工が行われている場合は毎日確認。ただし、週3日以上同様の施工が行われている場合は、2回/週確認。

(2) 品質

「土木工事施工管理基準及び規格値（案）」（平成29年3月改定）と同じ頻度で確認。ただし、週3日以上同様の施工が行われている場合、下記の試験は2回/週確認。

- ・現場溶接の浸透探傷試験
- ・路床安定処理工の現場密度試験
- ・吹付工の表面水率試験、塩化物量試験、スランプ試験、空気量試験
- ・連続した盛土での現場密度試験
- ・覆工コンクリート（N A T M）のスランプ試験、単位水量試験、空気量試験
- ・吹付けコンクリート（N A T M）の表面水率試験、塩化物量試験、スランプ試験、空気量試験
- ・ロックボルト（N A T M）のモルタルフロー試験

(3) 出来形

「土木工事施工管理基準及び規格値（案）」と同じ頻度で確認。

なお、チェックシート内に記載されている関係基準は、直近のものを適用するものとする。